

別表第17（第21条関係）

種 類	支給される職員の範囲	支 給 額
1 放射線業務手当	循環器・呼吸器病センター及びがんセンターに所属する職員（放射線科医師及び診療放射線技術者を除く。）がエックス線の照射補助作業に従事したとき（月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の18第2項の規定による測定（同項第1号ただし書によるものを除く。）により認められた場合に限る。）	月額7,000円
2 病棟指導手当	<p>一 循環器・呼吸器病センターに所属する薬剤師及び栄養士が結核病棟において服薬指導及び栄養食事指導業務に従事したとき</p> <p>二 精神医療センターに所属する薬剤師が病棟において服薬指導業務に従事したとき</p>	業務に従事した日1日につき400円（同一の日において当該業務に通算2時間以上従事した場合に限る。）
3 死後処置手当	病院に所属し、死体解剖の補助又は死体の清拭の作業に従事する職員（医療職給料表（1）の適用者を除く。）	次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ 死体の解剖に係る補助的な作業 作業に従事した日1日につき3,200円 ロ 死体の清拭その他納かん等死体に直接接して行う作業 作業に従事した日1日につき1,000円（同一の日において死体の解剖に係る補助的な作業に従事した場合には、支給しない。）
4 夜間看護等手当	<p>一 病院の病棟に勤務し、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事する看護師及び准看護師</p> <p>二 病院に勤務し、医療職給料表の適用を受ける職員（管理職手当受給者を除く。）のうち、正規の勤務時間以外の時間において救急患者（救急車等による外来患者及び容態が急変するおそれがあるため集中治療病棟等に入院している患者をいう。）に対処するために自宅等で待機することを依頼された職員が、待機を依頼された期間中（以下「待機期間」という。）</p>	次に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ その勤務時間が深夜の全部を含む勤務 勤務1回につき6,800円 ロ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務 次に掲げる深夜における勤務時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (1) 4時間以上 勤務1回につき3,300円 (2) 2時間以上4時間未満 勤務1回につき2,900円 (3) 2時間未満 勤務1回につき2,000円 勤務1回につき1,620円

	に救急患者に対して緊急に手術等の処置を行うための呼び出し（退勤時直後から通常出勤するために自宅等を離れる直前までの間になされた呼び出しに限る。）を受け、正規の勤務時間以外の時間において1時間以上（一の待機期間中において短時間の勤務に複数回数従事した場合の当該勤務の合計時間が1時間以上となった場合も含む。）救急医療等の業務に従事したとき。	
5 診療応援手当	精神医療センター又はがんセンターに所属する医師が、循環器・呼吸器病センターにおいて診療業務に従事したとき。	業務に従事した日1日につき 20,000円 ただし、従事時間が3時間に満たない場合にあつては 13,500円
6 特別地域勤務手当	循環器・呼吸器病センターに所属する医師。	月額 300,000円
7 待機手当	循環器・呼吸器病センターに所属する医師が正規の勤務時間以外の時間において、緊急の業務のため待機を命ぜられ待機したとき。	1回 3,000円

備考

4の項の一に規定する業務に従事する看護師及び准看護師（徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員及び第19条第1項第2号の規定に該当し、同条の規定による手当の支給を受ける職員を除く。）が深夜における勤務の交替に伴う場合（当該通勤のための県立病院の所有又は借上げに係る自動車等を利用する場合（料金の一部又は全部を病院が負担するタクシー等を利用する場合を含む。）以外の場合に限る。）の手当の額は、同項の一の右欄に定める額にかかわらず、それぞれ同欄に定める額に次に掲げる通勤距離（通勤手当の設定に係る総通勤距離をいう。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額とする。

- 一 片道5キロメートル未満 380円
- 二 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 760円
- 三 片道10キロメートル以上 1,140円

別表第18 (第29条関係)

給料表	職員	加算割合	
事務職等給料表	職務の級7級及び6級の職員	100分の15	
	職務の級5級及び4級の職員	100分の10	
	職務の級3級の職員	100分の5	
研究職給料表	職務の級4級の職員	100分の15	
	職務の級3級の職員	100分の10	
	職務の級2級の職員のうち、基準日現在の経験年数が次の表に掲げる年数以上の職員	100分の5	
	試験		年数
	大学卒業程度		10年(大学4卒)
短期大学卒業程度	13年(短大2卒)		
高等学校卒業程度	15年(高校3卒)		
医療職給料表(1)	職務の級4級の職員	100分の20	
	職務の級3級の職員	100分の15	
	職務の級2級の職員	100分の10	
	職務の級1級の職員のうち、基準日現在の経験年数が5年(大学6卒)以上の職員	100分の5	
医療職給料表(2)	職務の級7級及び6級の職員	100分の15	
	職務の級5級の職員	100分の10	
	職務の級4級の職員	100分の5	
	職務の級3級の職員のうち、基準日現在の経験年数が次の表に掲げる年数以上の職員		
	職種		年数
	薬剤師		10年(大学4卒)
	栄養士		10年(大学4卒)
			13年(短大2卒)
	診療放射線技師		10年(大学4卒)
			12年(短大3卒)
	診療エックス線技師		13年(短大2卒)
	臨床検査技師		10年(大学4卒)
			12年(短大3卒)
	衛生検査技師		10年(大学4卒)
13年(短大2卒)			
臨床工学技士	10年(大学4卒)		
	12年(短大3卒)		
理学療法士	10年(大学4卒)		
作業療法士	12年(短大3卒)		
言語聴覚士	10年(大学4卒)		
	12年(短大3卒)		
歯科衛生士	13年(短大2卒)		
	14年(高校専攻科卒)		
その他	13年(短大2卒)		
	15年(高校3卒)		
	職務の級6級の職員	100分の15	

医療職給料表（3）	職務の級5級の職員	100分の10								
	職務の級4級の職員	100分の5								
	職務の級3級の職員									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職 種</th> <th>年 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師</td> <td>10年（大学4卒） 12年（短大3卒）</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>12年（短大3卒） 13年（短大2卒）</td> </tr> <tr> <td>准看護師</td> <td>17年（高校2卒）</td> </tr> </tbody> </table>		職 種	年 数	保健師	10年（大学4卒） 12年（短大3卒）	看護師	12年（短大3卒） 13年（短大2卒）	准看護師	17年（高校2卒）
	職 種		年 数							
保健師	10年（大学4卒） 12年（短大3卒）									
看護師	12年（短大3卒） 13年（短大2卒）									
准看護師	17年（高校2卒）									
技能職等給料表	職務の級4級の職員	100分の10								
	職務の級2級又は3級の職員のうち、経験年数が19年（新高3卒）以上の職員	100分の5								

別表第18の2（第29条関係）

職 員	加 算 割 合
医療職給料表（1）の職務の級4級の職員のうち管理職手当の職の区分が1種の職を占める職員（労働災害又は通勤災害による休職者以外の休職者を除く。）	100分の25
医療職給料表（1）の職務の級4級の職員のうち管理職手当の職の区分が2種の職を占める職員（労働災害又は通勤災害による休職者以外の休職者を除く。）	100分の15

別表第19（第32条関係）

勤 務 期 間	期 間 率
6 箇月	100分の100
5 箇月 15 日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月 15 日未満	100分の90
4 箇月 15 日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月 15 日未満	100分の70
3 箇月 15 日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月 15 日未満	100分の50
2 箇月 15 日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月 15 日未満	100分の30
1 箇月 15 日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月 15 日未満	100分の15
15 日以上 1 箇月未満	100分の10
15 日未満	100分の5
0	0